





地下水バイパス 53万m³, 0.073兆Bq

(2014.5.21排水開始~2020.2.5に308回排水)

サブドレン水等 84万m³, 0.54 兆Bq

(2015.9.14排水開始~2019.12.16に1,175回排水)

最高326万Bq/Lの高濃度トリチウムを含む

チウム汚染水 118万m³, 860兆Bq

「告示濃度限度6万Bq/Lを満たせばよい」というのは「一般公衆の被ばく線量限度1mSv/年」を担保する法令(告示)に違反

2016年3月における敷地境界線量 合計 約0.966mSv/年

直接線・スカイシャイン線起因線量(タンク) 約0.21 mSv/年 同上(タンク以外の固体廃棄物及び設備) 構内散水

約0.44 mSv/年 約0.066mSv/年 約0.22 mSv/年

約0.03 mSv/年

0.03

0.72

mSv/年

地下水バイパス等運用目標(告示濃度限度,比) セシウム134 1Bq/L(60, 0.0167) セシウム137 1Bq/L(90, 0.0111)

全 β(ストロンチウム90) 5(1)Bq/L(30,0.167) 1,500Bq/L(6万, 0.025)

合計(-, <u>0.219</u>)

(第2回多核種除去設備等処理水の取扱に関する小委員会(2016.12.16)での東電の説明)

0.22mSv/年の告示規制に

液体起因線量(地下水バイパス

気体起因線量



「海洋処分については、関係国の懸念を無視して行わないとの考え方の下に、その実施については慎重に対処する。」
(平成5年度原子力開発利用基本計画, 1993.3.30内閣総理大臣)
「低レベル放射性廃棄物の海洋投棄は、国際原子力機関の基準等に則って行えば、公衆の健康に特段の影響を与えるものではないと考える。しかし…政治的、社会的見地から今や極めて困難と言わざるを得ない。…我が国としては、今後、低レベル放射性廃棄物の処分の方針として、海洋投棄は選択肢としないものとする。」
(1993.11.2原子力委員会決定)
ともそも、「海洋投棄を選択肢としない」との原子力委員会決定